

外国税額控除に関する明細書（非居住者用）
（令和2年分以降用）

（ 年分）

氏 名 _____

1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 で の 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
計							円 ①	円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
						年分		(外貨) _____ 円
						年分		(外貨) _____ 円
						年分		(外貨) _____ 円
計								円 ②

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① _____ 円 - ② _____ 円 = ③ _____ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② _____ 円 - ① _____ 円 = ④ _____ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき③の金額	④ ① - ②
年分（3年前）	円	円	円 ⑤
年分（2年前）			円 ⑥
年分（前 年）			円 ⑦
計		円 ⑧	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑧に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する 金 額 （ ⑧ - ⑧ ）	
円 ⑨	円 ⑩	円 ⑪	

⑤、⑥、⑦の金額を4の
「②前年繰越額及び本年
発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、
総収入金額に算入します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所 得 税 額	①	円
復興特別所得税額	②	
所 得 総 額	③	
調整国外所得金額	④	
所得税の 控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$)	⑤	
復興特別所得税の 控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$)	⑥	

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、**控用の裏面**を読んでください。）。

「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、**控用の裏面**を読んでください。）。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。

→ 4の「㊟」欄及び5の「㊿」欄に転記します。

→ 4の「㊿」欄及び5の「㊿」欄に転記します。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算									
控 除 限 度 額	所得税 (3の⑤の金額)	㊟	円	控 除 余 裕 額	所得税 (㊟)	㊿	円		
	復興特別所得税 (3の⑥の金額)	㊿			道府県民税 ((㊟+㊿+㊿-㊿)と㊿のいずれか少ない方の金額)	㊿			
	道府県民税 (㊟×12%又は6%)	㊿			市町村民税 (㊿-㊿)と㊿のいずれか少ない方の金額)	㊿			
	市町村民税 (㊟×18%又は24%)	㊿			計 (㊿+㊿+㊿)	㊿			
	計 (㊟+㊿+㊿+㊿)	㊿			控除限度超過額 (㊿-㊿)		㊿		
外国所得税額 (1の㊿の金額)		㊿							
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等									
年 分	区 分	控 除 余 裕 額			控 除 限 度 超 過 額			所得税の 控除限度額等	
		㊿前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊿-㊿)	㊿前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊿-㊿)		
年分 (3年前)	所得税	円	円	㊿	㊿円	円	円	〔翌年1月1日 時点の住所〕 □指定都市 □一般市	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計								
年分 (2年前)	所得税		円	㊿	円		円	〔翌年1月1日 時点の住所〕 □指定都市 □一般市	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計								
年分 (前 年)	所得税			㊿	㊿円		円	〔翌年1月1日 時点の住所〕 □指定都市 □一般市	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計								
合 計	所得税		㊿	㊿		㊿	円	〔翌年1月1日 時点の住所〕 □指定都市 □一般市	
	道府県民税								
	市町村民税								
	計		㊿						
本 年 分	所得税	㊿	㊿	㊿	㊿円	㊿	円		
	道府県民税	㊿							
	市町村民税	㊿							
	計	㊿	㊿						

5 外国税額控除額等の計算

所 得 税 の 控 除 限 度 額 (3 の ⑤ の 金 額)	㊿	円	所法第 165 条の6第1項による控除税額 (①と②とのいずれか少ない方の金額)	㊿	円
復興特別所得税の控除限度額 (3 の ⑥ の 金 額)	㊿		復興財確法第 14 条第2項による控除税額 (③より大きい場合に③-④とのいずれか少ない方の金額)	㊿	
分配時調整外国税相当額控除後の 所 得 税 額(※)	㊿		所法第 165 条の6第2項による控除税額 (4 の ㊿ の 金 額)	㊿	
分配時調整外国税相当額控除後の 復興特別所得税額(※)	㊿		所法第 165 条の6第3項による控除税額 (4 の ㊿ の 金 額)	㊿	
所 得 税 の 控 除 可 能 額 (㊿の金額又は㊿と㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿		外 国 税 額 控 除 の 金 額 (㊿ + ㊿ + (㊿ 又 は ㊿))	㊿	
復興特別所得税の控除可能額 (㊿の金額又は㊿と㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿		分配時調整外国税相当額控除可能額 (※)	㊿	
外 国 所 得 税 額 (1 の ㊿ の 金 額)	㊿		外 国 税 額 控 除 等 の 金 額 (㊿+㊿)	㊿	

(※) 分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄（申告書Aは㊿～㊿欄、申告書Bは㊿～㊿欄）に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**控用の裏面**を読んでください。

外国税額控除に関する明細書（非居住者用）
（令和2年分以降用）

（ 年分）

氏 名 _____

1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 で の 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
							(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
計							円	① 円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
						年分		(外貨) _____ 円
						年分		(外貨) _____ 円
						年分		(外貨) _____ 円
計								② 円

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき⑤の金額	③ ① - ②
年分（3年前）	円	円	④ 円
年分（2年前）			⑤
年分（前 年）			⑥
計		⑦	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑧に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（⑧ - ⑨）	
⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	

④、⑤、⑥の金額を4の
「⑫前年繰越額及び本年
発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、
総収入金額に算入します。

控
用

○この用紙は

控
用

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円
復興特別所得税額	②	
所得総額	③	
調整国外所得金額	④	
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$)	⑤	
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$)	⑥	

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、**控用の裏面**を読んでください。）。

「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、**控用の裏面**を読んでください。）。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。

→ 4の「㊟」欄及び5の「㊿」欄に転記します。

→ 4の「㊿」欄及び5の「㊿」欄に転記します。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算									
控除限度額	所得税 (3の⑤の金額)	㊟	円	控除余裕額	所得税 (㊟)	㊿	円		
	復興特別所得税 (3の⑥の金額)	㊿			道府県民税 (㊟+㊿+㊿-㊿)と㊿のいずれか少ない方の金額	㊿			
	道府県民税 (㊟×12%又は6%)	㊿			市町村民税 (㊿-㊿)と㊿のいずれか少ない方の金額	㊿			
	市町村民税 (㊟×18%又は24%)	㊿			計 (㊿+㊿+㊿)	㊿			
	計 (㊟+㊿+㊿+㊿)	㊿			控除限度超過額 (㊿-㊿)	㊿			
外国所得税額 (1の㊿の金額)			㊿						
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等									
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の 控除限度額等	
		㊟前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊟-㊿)	㊿前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊿-㊿)		
年分 (3年前)	所得税	円	円	㊿	㊿円	円	円	円 (翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市)	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計								
年分 (2年前)	所得税		円	㊿	㊿円		円	円 (翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市)	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計								
年分 (前年)	所得税			㊿	㊿		円	円 (翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市)	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計								
合計	所得税		㊿	㊿		㊿	円	円	
	道府県民税								
	市町村民税								
	計		㊿						
本年分	所得税	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	円	円	
	道府県民税	㊿							
	市町村民税	㊿							
	計	㊿	㊿						

5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	㊿	円	所法第165条の6第1項による控除税額 (㊿と㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	㊿		復興財確法第14条第2項による控除税額 (㊿が㊿より大きい場合に㊿-㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	㊿		所法第165条の6第2項による控除税額 (4の㊿の金額)	㊿	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	㊿		所法第165条の6第3項による控除税額 (4の㊿の金額)	㊿	
所得税の控除可能額 (㊿の金額又は㊿と㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿		外国税額控除の金額 (㊿+㊿+(㊿又は㊿))	㊿	
復興特別所得税の控除可能額 (㊿の金額又は㊿と㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	㊿	
外国所得税額 (1の㊿の金額)	㊿		外国税額控除等の金額 (㊿+㊿)	㊿	

(※) 分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄（申告書Aは㊿～㊿欄、申告書Bは㊿～㊿欄）に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**控用の裏面**を読んでください。

書 き 方

- 1 この明細書は、恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第 165 条の 6 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。

非居住者に係る外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額（恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の⑩の金額がある場合）に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。

ロ 「⑩ ④から控除すべき⑩の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑫の金額）を繰り越された控除限度超過額として、4 の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「⑩」欄の金額のうち、「⑦」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。

なお、2 の⑨の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算し

ます。

ロ 「②」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を記載します。

ハ 「③」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の所得税法第161条第1項第1号及び第4号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を記載します。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ニ 「④」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額を記載します。ただし、その国外所得金額がハの「所得総額③」を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは、恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係る金額をいい、2の⑥の金額がある場合には、その金額も含まれます。国外所得金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

ヘ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第165条の6第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（ $\ominus \times 12\%$ 又は 6% ）」又は「市町村民税（ $\ominus \times 18\%$ 又は 24% ）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を $\ominus$ の金額に乘じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0と記載します。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（⑧～⑭）には、「外国所得税額⑦」の金額が「控除限度額」の「計⑦」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑭」欄には、「外国所得税額⑦」の金額が「控除限度額」の「計⑦」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「⑩本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑭」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ヘ 「控除限度超過額」の「⑫本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計⑭」の金額がある場

合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

(5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の口には、次の区分に応じそれぞれ次の数字を記入します。

イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第2項による控除税額⑮」欄に金額がある場合には、「1」を記載します。

ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第2項による控除税額⑮」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合には、「3」を記載します。